老人保健施設さくら苑居宅介護支援事業所　重要事項説明書

1　事業の目的及び運営の方針

（一）事業の目的

高齢者の居宅における自立支援

（二）運営方針

可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な援助をします。

2　職員の職種、人数、および職務内容

従業員の職種	職員数	区分	常勤換算後の人員	事業者の指定基準
管理者	1	兼任（1）	1	主任介護支援専門員
介護支援専門員	3	専任（1）	3	介護支援専門員

3　営業日及び営業時間

月曜日～土曜日　　8:30～17:00（祝日、盆・年末年始は除く）

※上記の営業日、営業時間以外は、電話等により24時間連絡が可能な体制をとっています。

4　ケアサービスの種類、提供方法、利用料

種類	提供方法
居宅サービス計画の作成	電話、訪問
サービス利用に関する連絡調整	来所、文書
サービス利用に関する苦情対応	
要介護認定申請代行	
施設入所の紹介	

上記利用料は国の基準に準じます。

5　通常の事業の実施区域

高岡市福岡町

（上記実施区域以外の場合は別途交通費を請求する場合があります。）

6　秘密保持

サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報は、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、

契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。（あらかじめ文書により、利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供ができます）

7　虐待の防止のための措置に関する事

虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下を行います。

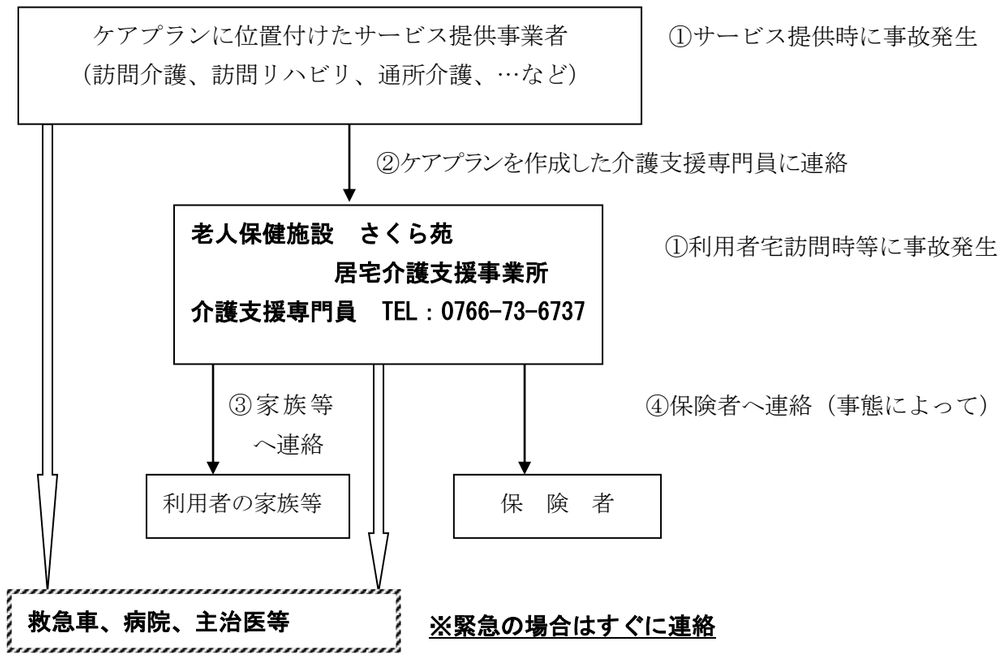
・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果について、職員に周知徹底を図ります
・虐待の防止のための指針を整備し、研修を定期的に実施し虐待の未然防止・早期発見に努めます
・虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報します
・上記措置を適切に実施するための責任担当者は管理者とします

8　権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

居宅介護支援事業の提供によって事故が発生した場合及び当事業所の作成したケアプランにより提供を受けたサービスによって事故が発生した場合には、速やかに下記の連絡をとり対応します。又当事業所の責めに帰すべき事由によって損失が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。



10　感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を　管理者と定め取り組みます。

11　業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

12 公正中立性の確保 質の高いケアマネジメントの推進のため、前６ヶ月におけるサービス計画数の占める割合を説明し（別紙）、この書面にて了承を得たこととします。

13 苦情対応

当事業所のサービスに対する苦情や、当事業所が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合は下記の窓口にご連絡ください。誠実に対応いたします。また苦情申し立て等を行ったことを理由に何らかの不利益な取り扱いは致しません。

＜苦情窓口＞

○　介護老人保健施設さくら苑事務所内
老人保健施設さくら苑居宅介護支援事業所　片山・法島・山口
〒939－0118　高岡市福岡町大野145番地
電話　0766－73－6737　FAX　0766－64－3636

○　高岡市役所　長寿福祉課
〒933－8601　高岡市広小路7番50号
電話　0766－20－1365　FAX　0766－20－1364

○　砺波地方介護保険組合
〒939－1392　砺波市栄町7番地３号
電話　0763－34－8333　FAX　0763－34－8334

○　富山県国民健康保険団体連合会　介護保険班
〒939－0871　富山市下野字豆田995－3
電話　076－431－9833　FAX　076－431－9834

○富山県福祉サービス運営適正化委員会
〒930－0094　富山市安住町5－21
電話　076－432－3280　FAX　076－432－6532

14 介護サービス第三者評価の実施状況

実施の有無：無し

R8.3 改定